

大正初年の正貨吸收論

吉 川 秀 造

一、緒 言

明治三十七年日露戦争が勃發するや、その直接戦費の總額は十五億八百餘萬圓に上つたが、政府はその支辨について、その殆んど全部即ち十四億七千三百餘萬圓を公債の發行によつて調達し、更にその半額以上の八億餘萬圓を外債の募集に依ることとした。かかる外債の募集によつて當面に必要な各種の軍需品の輸入を賄ふことが出来たのみならず、その一部を以て日本銀行の正貨準備に充當することによつて、戦時下金本位制の基礎を強固にすることが出来たのであるが、他面この結果として三十六年末に九千七百六十三萬圓であつた外債の現在額は、三十八年末には十一億四千二百萬圓へと、約一・七倍に激増し、その爲め外債利子の支拂だけでも、年々數千萬圓の正貨の海外輸出を餘儀なくされることとなつた。之に加ふるに政府は戦勝の餘威に乗じて戦後積極經營の名の下に、陸海軍備の大擴張を始め、鐵道及び電話事業の擴張、製鐵所の擴張等を行つたため、これらに要する諸物件の輸入が急増し、この爲めにもわが國の海外支拂額が激増した。その上わが國の外國貿易も、日露戦争以後概ね連年輸入超過を續けたため、貿易の差額によつてこれらの海外支拂を辨することが出来ないのみならず、却つてこの方面でも正貨の支拂を要する額が夥しくなつた。かくてわが國は年々正貨の減少に苦しむこととなつたが、政府はこれが補充の

ために更に外債の募集に頼ることとし、高利内國債の償還、海外賣出内國債の償還、鐵道所屬短期債の整理等の名目を以て、明治三十八・四十・四十三・大正二の各年において、巨額の外國債を募集したのみならず、三十九・四十二・大正元年には、東京・横濱等五大都市の市債を外國において募集せしめ、更に又三十八年以降毎年亘つて、民間の諸銀行會社の社債を海外において募集せしめ、これらの外債募集金を以て振替へ、年々の海外支拂を支辨する方法を採用した。このやうに海外支拂のために更に外債を募集するやうな方策を、年々續けて來た結果、わが國の對外債務の額は次第に増加することとなり、大正二年末に至つては、國債・市債及び民間外債を含めて十九億六千九百萬圓に達し、之に對して年額八千七八百萬圓の利子を支拂はねばならぬのみならず、その外に政府の海外拂の金額も五千五六百萬圓を示し、合計一億四千萬圓以上の正貨が、年々海外に流出するの狀況に立至つたのである。

以上のやうな事實は當然正貨準備の減少となつて現はれた。日露戰爭中に七千九百萬圓に落ちた正貨準備は、その後外債募集金を以て補充せられたため漸次増加し、大正元年末には二億四千七百萬圓にまで達したが、その後減少に轉じて二年末には二億二千四百萬圓となつた。而も正貨準備外に保有せる日本銀行の在外資金の減少は更に著しく、その上外債による補充の途はもはや絶えんとしつゝあつたから、この勢が進むときは遂には對外支拂の困難を來し、延いては兌換制度の維持も不可能となるであらうとの悲觀説も唱へられ、國家の重大事として一般の異常なる關心を集めることとなつた。³⁾ 正貨問題が最も重大性を帯びるに至つたのはこの時を以て最とし、従つて又正貨の吸收・擁護策が、各方面において眞剣に取り上げられ、論議せられたのも、この時を以て最とするのである。

このやうな情勢の下にあつて、これに即應して正貨問題の主管官庁たる大藏省當局が、正貨の擁護・吸收を圖る

1) 拙稿「明治時代の正貨政策」(『同志社商學』第5卷第3・4號)
2) 深井英五著「回顧七十年」109頁

ために調査立案したものに「正貨吸收二十五策」なる文獻がある。本書は毛筆書の原稿を和紙に石版印刷した大型九十六枚綴の冊子であつて、その内容から見て大正二年三月頃の作成に係るものと推定せられる。當時において秘密扱とせられたため一般に殆んど知られてゐないが、その内容は正貨の吸收のために政府が採用すべき方策二十五を擧げ、これを横濱正金銀行關係五策、日本銀行關係十策、政府關係十策に分つて説明したものであつて、その説くところは極めて適切なる方策を多數包含してゐるのみならず、當時における正貨問題の所在及び意義を明らかにしめると共に、從來の正貨政策に關しても種々の資料を提供してゐる。後に述べる如く、本書説くところの方策の多くは、情勢の急轉のために實行に移されるには及ばなかつたけれども、本書の如きは正貨問題の研究のためには、最も重要な文獻として高く評價すべきものたることは疑ひない。よつてわが國正貨政策の沿革に關する研究の一部として、ここにその内容の概略を紹介したいと思ふ。

二、横濱正金銀行關係の正貨吸收策

政府は明治二十一年以來横濱正金銀行をして、外國爲替を利用して輸出の奨励、正貨の吸收に努めしめる方針を立て、そのために日本銀行をして正金銀行に對して特別の保護を與へしめることとした。その保護の主なるものは外國爲替手形再割引又は外國爲替貸付金、支那及び歐米爲替預金、當座貸越契約、正貨準備預入等であつて、これらに就いては既に別の機會に述べたから、¹⁾ここには再説を避けることとするが、これらの方法の眼目は何れも破格の低利を以て資金の融資を行ふ點にあつたのである。そこで「正貨吸收二十五策」は、正金銀行に對するこれらの特別保護が、果して所期の目的を完全に達したか否かについて、充つ考察を加へるのであるが、その説くところ

1) 拙稿「明治時代の正貨政策」(同志社商學)第5卷第3・4號)

によれば、これらの措置は結局において、正金銀行の利益は充分に保護したが、他面輸出を奨励すると同時に一層多く輸入を奨励することとなり、特別の場合の外は毫も正貨の吸收到役に立たなかつたとする。即ち正金銀行に對するこれらの保護は、目的の主要な部分は之を達することを得ず、徒らに正金銀行の配當率の増加に役立つたに過ぎないと斷定するのである。

然らばこのやうな結果を來した理由はどこにあるか。これに就いて本書の説くところを見るに、理由の第一は、日本銀行より低利融通せる外國爲替貸付金を、正金銀行は内地において通貨を以て辨濟するを常とすることである。本貸付金に關する日本銀行・正金銀行間の約條の明文には、本貸付金は日本銀行の都合により、正金銀行をして海外より金銀地金若くは内外國貨幣を輸入して、之が辨濟に充當せしめることを得る旨の規定があるが、事實においては之を適用したことなく、貸付金は悉く兌換券を以て辨濟されてゐる狀況である。即ち正金銀行は正貨吸収、輸出奨励のために融通せられた低利資金を以て輸出爲替手形を買入れ、その代り金を外國において正貨にて受入れるにも拘らず、この正貨を日本銀行に提供せずして、内地における辨濟資金調達のため、この正貨を以て輸入爲替手形を低利にて買入れ、以て片爲替の不利を避ける方法を採用してゐるのである。

理由の第二は、輸入爲替手形を外國爲替貸付金の引當として認めることである。前記の兩銀行間の約條には、日本銀行は正金銀行が所有する外國より日本に向けたる、又は日本より外國に向けたる爲替手形を引當に、貸付金を爲すものとする規定してゐるが、外國より日本に向けた爲替手形は事實上殆んど輸入爲替手形のみであるから、正金銀行はこの規定を逆用して、輸入爲替手形を引當として貸付を受けることが多くなつた。元來日本銀行の正金

銀行に對する正貨吸收資金の供給は、明治二十二年十月以來外國爲替手形の再割引の形式で行はれて來たのであるが、四十四年六月にこの形式を廢して、正金銀行の所有する外國爲替手形を引當とする貸付金の形式に改め、その引當とする手形の取締を嚴重にしたために、正金銀行では引當とすべき手形に不足を生じた結果、同年十一月からは從來輸出手形に限つた引當を、輸入手形にも認めることとなつたものであるが、このために輸入手形を引當とする貸付は急激に増加して、四十五年五・六月の如きはその九九%を占めるに至り、輸出を獎勵せずして輸入を獎勵するような事實を生じたのであつた。

理由の三は、日本銀行より融通せる低利資金を正金銀行が運用するについて、その利率に制限のないことである。即ち正貨吸收資金は滿洲爲替貸付金を除く外は、すべて運用利率に制限を附せられてゐないため、正金銀行は低利で借入れた資金を、普通金利を標準として輸出商に融通し、その間の利鞘はすべて自ら壟斷して、輸出商には低利資金の恩恵を殆んど均霑せしめてゐない状況であり、その結果は輸出獎勵の手段としては效果甚だ薄弱となるを免れない。

理由の四は、低利資金のうち支那及び歐米爲替預ケ金は、正金銀行への預金の形式となつてをり、その運用を同行の自由に放任してゐることである。その結果正金銀行は公然無制限にこれを輸入爲替手形の割引に利用し得るわけである。その實際の運用状況は明確ではないが、正金銀行が片爲替の回避に熱中せること、輸入手形を外國爲替貸付金の引當として多く利用してゐる等の點から考ふれば、右の低利資金も輸入の獎勵に利用されてゐることは疑ふ餘地がないと思はれる。

理由の五は、日本銀行の在外正貨準備の一部を正金銀行ロンドン支店に預入れ、その運用方法を制限せないことである。この結果はやはり前記同様、正金銀行がこれを輸入爲替手形の買入に利用することがあることを豫想しなければならぬ。

以上之を要するに正貨吸收、輸出獎勵を目的として設定せられたこれらの保護は、實際においては殆んど目的自體を無視して、正金銀行の便宜のみを主眼として運用せられた觀があり、ために所期の目的はその主要なる點において貫徹せられない結果となつたのであるが、他面正金銀行が多年に亘つて特別保護の獨占に馴れ、自行の利害のみを尊重する傾向を生じたことも亦、大いに反省する必要があると爲してゐる。

正金銀行に對する特別保護が正貨吸收の目的を達しなかつた理由は、同時にその改善策である。即ち本書は正金銀行關係の正貨吸收策として五の方策を擧げてゐる。その第一策は、正金銀行に對する日本銀行の外國爲替貸付金は、正貨を以て辨濟せしめることである。しかし、今直ちに全部を正貨を以て辨濟せしめることは、同行に對し過度の打撃を興へることになるから、徐々に之を實行することとし、過去數年間の金輸出額を標準として、今後三年間は年々二千萬圓づつ、その後は全部正貨を以て辨濟せしめるべきことを主張してゐる。第二策は輸入爲替手形を外國爲替貸付金の引當とすることを廢することである。尤も日本銀行が全然輸入手形を割引かないこととなつては正金銀行は資金の運轉に大なる苦痛を感すべく、他面輸入手形は輸入國から見ればその性質内國手形と同様であつて、輸入國の金融市場の金利に支配せらるべきものであるから、旁々正金銀行の有する輸入手形は、日本銀行において内國手形と同様の割引利率を以て、再割引するの途を開くことを必要としてゐる。第三策は輸出爲替手形にし

て外國爲替貸付金の引當にしようとするものは、四分利を標準として輸出商より買入れさせることであるが、これを現状のままにして遂行しようとするれば、正金銀行に大打撃を與へることになる恐れがあり、過度の人爲策であるだけに實行上種々の故障を生ずるが故に、この方策はこの際は採用を斷念する外なしとするのである。第四策は支那及び歐米爲替預金は之を外國爲替貸付金の形式に改め、且つ之に對しても第一策及び第二策を適用せんとするのであり、又第五策は日本銀行在外正貨準備の預入を廢することである。この第五策は後述の在外正貨準備の内地回收の方策と關連するものであるが、本書はたとへ内地回收が行はれない場合でも、この預入制度は輸入獎勵施設の廢止といふ見地からも、之を廢止する必要があることを説いてゐる。

三、日本銀行關係の正貨吸収策

「正貨吸収二十五策」は正金銀行について、日本銀行關係の吸収策として合計十策を擧げてゐる。日本銀行關係の正貨吸収策としては、同行の有する在外正貨準備がその中心となる。そもそも日本銀行の在外正貨なるものは、明治二十九年政府が日本銀行との間に預合勘定なるものを開き、在ロンドンの清國償金の一部を以て、そのまま日本銀行の正貨準備に充當せしめたのに始まるものであるが、その後三十五年中に僅少の在外正貨準備を存した外は、絶えてその事實を見なかつたのである。然るに日露戰爭の開始と共に三十七年六月、在外正貨を正貨準備に充當する方策を再開し、以來間斷なく繼續して當時に及んだのであるが、この間に在つて甚だしきは正貨準備の大部分が在外正貨であつた場合も多く、またこれらの在外正貨は殆んど皆人爲的手段によつて調達せられ、これを以て正貨準備の補充・増加に充てたのである。そればかりでなく明治三十九年以來大口爲替の取付があつても、日本銀

行はなるべく正貨準備より拂出さずして、準備外正貨より拂出すこととして、極力正貨準備に影響せしめないやう、人爲的の工作を施して來たのである。これらの點については私は他の機會に述べたところであるから、その詳細は省略するが、およそこれらの事實は根本においては矢張り日露戰爭の影響と見るべきものであつて、この戰爭によつてわが財政經濟の蒙つた影響が餘りにも深刻であつたため、戰時中一時の彌縫策として講じたこれらの措置を、十年後に至つても解消することが出來ず、なほ病根として殘存せしめてゐたのである。

然らばこのやうな正貨に關する變態的措置が、正貨準備及びその維持の上に、如何なる影響を及ぼしたであらうか。この點について本書の擧げてゐるところをみれば、先づ第一に在外正貨を正貨準備に繰入れることを認めた結果、日本銀行は正貨回送の費用を惜しみ、在外正貨の内地回送に冷淡となる傾向を馴致したことであり、従つて又第二に、内地における正貨準備が比較的僅少となり、その上人爲的に準備繰入の操作を行ふ關係上、日本銀行は正貨準備殊に在外正貨準備の内容を公表せず、ために世人の誤解を招くことが少くないのみならず、日本銀行は益々正貨の内地回収を怠るに至つたことである。第三に内地の正貨準備が豊富でないために、日本銀行は外國銀行の金貨取付を恐れて、比較的低廉な相場で大口爲替を賣却するの己むを得ざることが屢、あつたことであり、第四に正貨準備が極力人爲的に維持せられたため、世人は正貨準備の増減によつて國際貸借の實狀を了解することが出來なくなつたことである。而してこのやうに正貨準備の補充を、主として在外正貨による人爲的手段に倚賴する結果として、第五には日本銀行の割引日歩は、必ずしも正貨準備維持上の必要の緩急によつて上下せられないこととなり、爲めにその割引日歩は金融市場における權威を失墜するに至つたのみならず、第六にはこのやうな人爲的手段に倚

頼する結果、日本銀行は金及び正貨の吸収について、餘り熱意を示さないこともなつたのである。

正貨準備について生じた以上のやうな諸現象は、更に經濟界の各方面に重大な影響を與へたことは當然であるが、その影響を一言にして盡せば、既に逆潮となれるわが國際貸借を、一層逆潮ならしめたものと云ふことができる。而してこのやうに中央銀行の正貨政策の根本に缺陷がある以上、正金銀行の爲替取扱方の改善のみを要求するも、徒らに正金銀行を苦しめるだけで、實效が擧がらないことは明らかである。ここにおいてか本書は日本銀行關係の正貨政策の改善策を提唱するのであるが、上述の如く日本銀行關係の正貨政策の根本的の缺陷が、在外正貨を正貨準備に繰入れること、しかも正貨準備の大部分が在外正貨であることに在る以上、理想的の改善策は在外正貨を正貨準備に充てないこと、従つて在外正貨準備はすべて内地に回収することの外にはないわけである。しかしながら當時の如く政府の對外債務が巨額に上る上に、正貨吸收方針の未だ確立せない時において、かかる理想案を急激に實行すれば、恐らくは數年のうちに正貨準備は底を拂ひ、ひいては兌換の停止、幣制の破壊となり、政府は公債元利の支拂不可能に陥るであらう。故にかかる理想案の實行は、速かに正貨吸收方策を確立してその實效を見るに至るまで見送り、差當つては過渡的應急的に、前述の正金銀行關係及び後述の政府關係の正貨吸收策と、調和並行し得る程度の吸收策を講ずるの外はないとなし、ここに日本銀行關係の正貨政策として、合計十策を立ててゐるのである。以下これを概説しよう。

上述の如く理想的の改善策は、在外正貨を正貨準備に充てないことがその根本であるが、これが直ちに實行し難い以上は、幾分これを緩和して實行するの外はないであらう。よつて先づ在外正貨準備に制限を設けて、正貨準備

の八割以上にして且つ一億五千萬圓を下らざる額は、これを内地において金貨・金地金を以て保有せしめることが必要である。これが即ち第一策である。しかしながらこれのみでは在外正貨の内地回収を怠り、正貨準備の人爲的補充を容易ならしめる等の弊害は、なほこれを除くことが出来ないから、在外正貨準備の金額そのものにも制限を設ける必要がある。そこで在外正貨準備はその調達原因の自然的なると人爲的なるとを問はず、五千萬圓以上に上らしめないこととすべきである。これが第二策であるが、更に第三策として、これらの在外正貨のうち人爲的手段により調達したものは、正貨準備が一億八千萬圓以下となつた場合にその額まで補充する外は、決して正貨準備に繰入れないことを厳守すべきであるとしてゐる。この方針は明治四十四年八月に大藏省と日本銀行の當局者が會合の際に決定したものであるが、その後も必ずしも確守せられない状況であつたから、更めて第三策として掲げたのである。

人爲的手段によつて調達した在外正貨を以て正貨準備を補充することと共に、正貨の取付があつてもこれを正貨準備より減少せしめないことは、兌換制度の機能を麻痺せしめる二大病根であるが、この點についても四十四年八月の會合において、正貨の取付はその形式の大口爲替賣却たると金貨兌換たるとを問はず、必らず正貨準備に影響せしめることに方針を決定し、一億八千萬圓以上の正貨準備を維持する範圍内において、これを實行することと定められたものであるが、その後の状況は必らずしも勵行せられてゐないものの如くであるから、本書はこれを第四策として掲げてその勵行を促してゐるのである。

日本銀行が正貨準備の内容を秘密にすることは、正貨政策の現状から見ても無理ならぬ點もあるけれども、これが

ため世人の誤解を招くのみならず、日本銀行が正貨回収を怠る原因ともなるものであるから、本書説くところの各種の正貨吸收策を實行することにより、ある程度まで正貨狀況が改善された上は、正貨準備の内容を内地保有と海外保有とに區分して、發表せしめることとし、以て世人をして狀況の變遷を了解せしめると共に、他方日本銀行をして前記第一策乃至第四策に違反するを得ないやうな状態に置く必要がある。これ本書が第五策として掲げるところである。

日本銀行が内地正貨準備の豊富でないために、外國銀行に對し比較的低廉に大口爲替を賣却してゐたことは既述の如くであるが、この結果は海外送金の便利となり、ひいては輸入の奨励となり、正貨の流出となるのである。故に大口爲替はなるべくこれを賣却しない方針を採り、その相場もなるべく高くすることとし、以て外國銀行をして輸入品の決済には常に正貨の現送を要することを知らしめて、輸入爲替手形の買入を手控へせしめることを必要とする。これ即ち第六策である。

國際貸借の現勢より見るときは、日本銀行が何等かの形においてロンドンに相當の資金を所有する必要があることは、認めねばならないが、その形式については日本銀行の立場よりすれば、在外正貨準備の形において所有することが最も有利である。何故ならば正貨準備に計上しながらこれを運用利殖することを得、しかも何等の課税をも受けないからである。之に反して準備外正貨の形で保有するならば、日本銀行として不利益なるを免れないのみならず、大口爲替の取付があつても正貨準備に影響せしめないこととなる。この缺點を避けるためには在外正貨準備の形式に依らねばならぬが、これは兌換銀行券條例上不穩當なるを免れない。そこで本書は己むを得ず、差當りは

第一・第二策の通り在外正貨準備をある程度認めると共に、準備以外には在外正貨を保有せしめない方針をとるの外なからうとし、これを第七策に掲げてゐるのである。

次に第八策として本書の擧げてゐるところは、日本銀行の割引政策は正貨準備維持を第一の目標として運用すべきことである。蓋し各國の中央銀行は何れも正貨準備を第一目的として割引政策を行つてゐるが、わが國においては日露戦争中人爲的手段によつて正貨準備を維持するの先例を開いて以來、引續き主としてこの手段に倚賴して來たから、割引政策は比較的正貨準備問題を輕視して運用するの慣習を生じた。而も現今正貨準備の維持は益々困難となつたのに、正貨は人爲的手段によつては容易に調達し難い狀況に陥るに至つたのである。故にこの際日本銀行は速かに割引政策の本態に復歸し、その運用によつて正貨の吸收を圖ることが必要である。而もそのためには現在日本銀行の割引日歩の一錢八厘は、市中銀行の二錢二厘内外に比べて低きに失するうらみがあるから、日本銀行は將來國際貸借が順調に復するまでは金融市場引締方針を採り、その公定割引日歩を速かに二錢に引上げることが必要である。かくすることによつて輸入を減少すると共に、他方民間における外資の流入を促し、兩々相俟つて政府及び日本銀行の人爲的正貨調達の必要を緩和するであらう。他面この割引日歩の引上は、公債その他有價證券の下落、輸出品の生産費増加等、種々の故障を引起すことを豫測せられるが、正貨政策の見地よりするときは、その實行は是非とも必要であると強調してゐる。

以上の如き各種の方策を實行すると共に、他方において極力正貨の自然的なる流入策を講ずる必要のあることはもちろんである。その方策として本書の擧げてゐるのが第九・第十の兩策である。前者は海外より金を輸入せんと

する者に對し、日本銀行は無利子の資金を供給すべきことを説くものであり、後者は正金銀行以外の内國諸銀行に對し、總計一千萬圓位を限度とし、三分利を以て輸出爲替を引當として貸付を爲すと共に、その辨濟は正貨を以て爲さしめんとするものである。而して本書は前者の方策によつて、本邦から香港及び上海へ流出せる金貨並びに支那の産金を吸收することが出来るものとし、又後者の方策によつて、一方には正金銀行による低利外國爲替貸付の特典獨占の弊を矯めると共に、他方市中諸銀行の外國爲替業務の發達を圖り、正貨吸收の新道を開拓することとなるであらうと述べてゐる。

四、政府關係の正貨吸收策

既に述べたところの如く、大正初年に至つて正貨問題を極めて緊迫したものとたらしめた根本原因は、日露戰爭に際して募集した巨額の外國債の利拂、並びに戰後における積極的經營に基づく海外拂の激増にあり、而もかかる巨額の海外支拂に充てるため、政府が更に官公私の外國債を募集するといふ不自然な方法を採用して來たことは、益、その勢を甚だしからしめたものである。かくてわが國の外債は年々累積して停止するところを知らず、その極つひに國家の破産にまで立至らんとする恐れを存するに至つた。大正初年におけるわが國の正貨状態は、正にかかる段階に在つたのである。かくてこの狀況に即應して政府は如何なる正貨政策を採るべきか。これについて本書の説くところを見るに、理想としては一日も速かに改善策を講じて、遠からざる將來において、自然的に流入し來る正貨を以て外國支拂に充て得る状態に到達することであるが、この理想に到達するまでの過渡時代においては、已むを得ず一時的の應急策として、從來の通り起債によつて正貨を獲得するの外はないとするも、ただその起債額を出來

るだけ少額に止める必要があるから、このためには政府自身が海外拂を節約すると共に、民間に對しても轉入の防遏、輸出の奨励を圖つて、極力正貨の流出を防止せねばならぬとし、この應急策を目標として政府關係の正貨吸收策十策を擧げるのである。

政府關係の吸收策の第一は、正金銀行が買入れた輸出爲替手形を國債整理基金において二分利で買上げ、ロンドンにおいて正貨を以て辨濟せしめることである。この方策によれば政府は外國支拂元正貨を自然的手段により、即ち輸出品の代金中から入手することが出来るが、政府の所要正貨は既述の如く毎年一億圓に近い巨額に上り、急激にその全部をこの方法によつて獲得しようとするれば、却つて種々の弊害を伴ふから、先づわが國最近の輸出額の増加率から割出して、第一年二千萬圓、第二年四千萬圓、第三年六千萬圓、第四年八千萬圓、第五年以後毎年一億圓の輸出爲替手形を買入れることとすべきである。然らば國債整理基金はこの買入資金を常に融通し得るかが問題となるが、これについては國債償還前ならば可能であるが、償還後は剩餘金なき限り不能と考へねばならぬから、これが爲めには國債整理基金中に常に餘裕金を保持せしめる方法を講ずる必要がある。これには種々の方法が考へられるが、多くは實行不能か若くは毎年連續實行を困難とするものであつて、ただ一つ實行可能と考へられるのは正金銀行に對する政府の滿洲爲替資金の低利預入を廢止し、これに充てたる常時四百萬圓の融通額を、本方策による爲替買入資金に振換へることである。滿洲爲替の制度は明治三十九年の開始以來實施七年に近く、この制度の目的は充分に達せられたものと認められるから、これを廢止するために悪影響を及ぼすことはないと思はれるが、ただこれのみでは二三年後には再び資金の不足を訴へることとなる恐れがあるから、結局は國庫金又は貨幣整理資金

をも、爲替買入元に充て得る途を開く必要に迫られるであらうとしてゐる。

右の第一策の實行によつて、將來は所要の正貨を自然的に入手し得ることとなるにしても、過渡期たる今後の四年間において合計約二億圓の不足を生ずる計算であつて、これに對しては從來のように起債によつて不足額を調達せなければならぬわけであるが、この人爲策は出来るだけ之を避けねばならぬ。そこでその爲めに採用すべき方策は、政府が民間に外貨提供者のあるときは、日本銀行の買入相場よりも賣手に有利なる電信相場にて、これを買入れることである。蓋し從來民間において外資輸入者があるときは、特別の目的を有し且つその額の大なるものは、預金部を経由して政府において買入を行ふことがあるが、然らざるものは正金銀行又は外國銀行において買入れ、更に日本銀行がこれ等の銀行から買入れるのが常であつた。しかしこの方法によると外貨輸入者は甚だ低價で外貨を賣却しなければならぬこととなつて、民間の自然的な外貨輸入を妨げる結果となるのみならず、國庫に外貨買入の必要ある場合は、甚だ高い相場で日本銀行から買入れねばならぬこととなる。故に政府の外貨買入は日本銀行からのみに限定せず、適當に民間の外貨提供者からの買入の途を開くこととは、双方にとつて利益である。これには日本銀行・正金銀行に多少の異議あることは豫想せられるが、是非ともこの方法を採用すべきである。これ第二策として擧げるところである。

上述の如く今後四年間に約二億圓の正貨不足を生ずる計算となるが、實際においてはこれを埋めるために二億圓の起債は必要としない。何となれば政府及び日本銀行は現在なほ相當の正貨を保有してゐる上に、本書に掲げる各方案を實行すれば今後四年間に相當の正貨の流入を見るべく、且つ後述の如く海外拂の節約等で正貨の流出を減少

させ得る見込があるからである。従つてこの際起債は鐵道公債一億圓、東洋拓殖債券二千萬圓、合計一億二千萬圓限りとし、この外は國際貸借の順調となるまで、外債の募集を一切中止する方針を確立すべきである。これ即ち第三策である。

ところで右の如く外債募集中止の方針を確立する以上は、當分は政府は在外正貨の缺乏に苦しむこととなるは明らかであるから、その緩和の手段として速かに現に固定せる在外正貨を回収すると共に、今後は斷然固定せしめぬやうに努めねばならぬ。當時在外正貨の固定せるものは、特別運用金の二千七百六十四萬餘圓を最高とし、同利殖金、滿洲特別貸付資金、漢冶萍公司借款資金、台灣砂糖輸出獎勵資金、支那大藏省證券買入元、日佛銀行預金等、合計五千四百四十一萬餘圓の巨額に達したが、その回收方法としては、特別運用金については之を構成する第一・二・三回四分利付英貨公債、第一回四分半利付英貨公債等の債券を、時價又はその一割減位の價格で全部賣却し、買持代價と賣價との差額は利殖金を以て補填することとし、滿洲特別貸付資金については正金銀行と交渉して、國庫所有銀塊を利付預入する形式に改めることとし、また臺灣砂糖輸出獎勵資金については、大正三年六月の期限到來の時に回收すべきである。これを第四策とする。

第五策は南滿洲鐵道株式會社の外貨社債利子の振換拂を廢止することである。これは當初同社々債募集の際の協定に基づき、社債金を大藏省預金部に預入中は、政府が在外正貨を以て利子を振換支拂つて來たものであるが、預入額が皆無となつた後も、同社は引續きこれを繼續せんことを希望し、政府は一應これを承認したのであつた。併し政府所有の在外正貨が大いに缺乏した現在においては、右の利拂は正金銀行又は日本銀行の爲替作用によらしめる

こととし、政府の振替拂はこれを廢止することは當然の處置とするのである。

政府の海外拂は正貨流出の一大原因であるが、これが減少を圖るためには、その大部分を占める陸海軍費及び各種官業費の節約を行ふ以外に途がないことは云ふまでもない。併し本書は陸海軍費については已むを得ないものとして之を除き、官業費についてのみ當分の間、極力壓縮を加へると共に、軍費及び官業費の豫算執行に當つては、出來る限り内國品を使用する方針を決定することが必要であるとしてゐる。これが第六策である。

既述の如く正貨吸收のためには、内地金融を當分の間引締めておくことが必要であるが、その結果は輸出品及び輸入防遏品の生産費を増加せしめることとなり、正貨吸收の趣旨に多少の矛盾を感じることになる。そこで本書は金融引締方針を採ると共に、他方においてこれらの商品の生産費を輕減する方法を講ずる必要を認め、そのうち最も實效あるものとして、營業稅中製造業に對する稅率を輕減又は全廢する方法を擧げるのである。なほ之に關連して朝鮮米の移入稅の廢止も亦、輸入防遏のために必要であるとして、併せて提案してゐる。これ第七策である。

次に第八策として本書は、大藏省關稅局の發表する貿易旬報の形式の改正を要望してゐる。即ち改正の第一點は現行の如く内地の輸出入額及びその差額のみでなく、朝鮮及び臺灣を含めた日本全體の數字を示すやうに改めることであり、第二點は普通物品に對して金銀を區別して、その輸出入價額を發表するのを改め、銀は普通物品中に編入し、金の輸出入價額のみを別に發表するやう改めることである。共にこれにより輸出入超過に對する世人の誤解を除くことを目的とするのである。次にまた第九策は輸入防遏の目的を以て輸出品中奢侈品と認むべきものを調査發表して、世人を警醒せしめることであり、最後の第十策は、以上各種の正貨吸收策を實施するに當つて、正金銀

行及び日本銀行が蒙ることあるべき不利益の救済策である。即ち正金銀行の増資後において、同行に對する既述の五方策を實行せしめるときは、同行は到底一割二分の配當を繼續することは困難となるであらうから、その場合には日本銀行が二分利で融通してゐる外國爲替貸付金並びに歐米及び支那爲替預ケ金の利率を一分に引下げさせ、その代りに日本銀行に對してはこの貸付額については兌換券發行税を免除すべきである。又日本銀行に對して前記の十方策を實行せしめようとすれば、日本銀行もやはり利益計算上異議を唱へることは必然であるから、その場合は兌換銀行券條例による政府への無利子貸上金二千二百萬圓の一部を償還することが必要であると説いてゐる。

五、結 言

以上述べたところが「正貨吸收二十五策」において擧げられる正貨吸收策の概要であるが、これらの方策を見るに、日本銀行の公定割引日歩の引上、政府の海外拂の節約等、正貨擁護の基本的方策を始めとして、在外正貨の正貨準備繰入廢止、正貨補充のための外債募集中止等、當時世上論議の中心となつてゐた重要問題から、日本銀行保有正貨の内容の公表、貿易旬報の形式の改正、輸入奢侈品目の公表等、主として國民に對する心理的效果をねらつた技術的な方策に至るまで、極めて多岐に亘り、殆んど考へ得られる方策を盡した觀がある。もちろんこれらの方策のすべてを直ちに實行に移すことは、當時においても種々の困難を伴ふことは、當然推測せられるところであるが、中には漸次實行せられたものもあつた。即ち外國債の募集については政府は、大正二年三月に英貨鐵道證券及び同債券各百五十萬ポンド、二年四月に佛貨國庫債券二億フラン、二年三月に東洋拓殖會社社債五千萬フランを發行した外は、外債非募集の方針を堅持した。また大正二年十二月には閣議決定を経て、大藏大臣は各省大臣宛て

照會を發し、大正三年並びに三年度の外國拂は、大正元年の實蹟に比し約千五百萬圓の節約を目標として、物品費三割減、非物品費三分減の割合を以て節減を行ふことを要求した。これらは前記の方策の實行せられた一例であるが、更に又大正三年七月には、政府は日本銀行および正金銀行と協議を遂げた上、正貨の維持吸收方策について左記の如き根本方針を決定した。

(一) 日本銀行は當分の内その金利政策の上において、内地金融市場を相當引締りの状態になしおくこと。

(二) 日本銀行の正貨準備は、日露戰役以來人心に急激なる動搖を避くるため、已むを得ず人為的調節手段を取りたるにより、必ずしも國債貸借の關係を反映せざるの實況にありたれども、今後は正貨準備の増減を以てなるべく經濟上の實況に相應せしむること。

(三) 日本銀行は正金銀行に對し輸出爲替に對する巨額の融通を與へ居るに因り、差當り年額千五百萬圓を最低限度として、ロンドンにおいて正貨を納入せしむること。右納入正貨は漸次増加し、二三年の後には年額三、四千萬圓以上に達するやう督勵すること。

(四) 日本銀行は外國においてわが社債の募集その他の場合に、之が正貨買入を努むべきはもちろん、無利子又は低利貸付その他の方法を以て、上海その他より金貨、金地金吸收の途を講ずること。

(五) 日本銀行の正金銀行に對する輸入手形引當貸出は、正金銀行所有輸出手形にして、期限・場所等の關係にて擔保として提供し得られざるものの金額を限度とすること。

(六) 正金銀行は輸入爲替の買入につき、他の外國銀行の隨伴し來る程度を參酌して、なるべく之が利子歩合を

1) 「正貨概況」(大藏省所藏文書)

2) 遊谷作助著「武備時政」附録14 - 16頁

引上げおくこと。これは現に實行に着手したるところなるが、今後は十分之が實行を務むること。

(七) 正金銀行は輸入爲替の利子歩合引上のため生ずる利益を以て、輸出爲替買入に資することとし、日本銀行より供給せらるる低利資金と相俟つて、出来る限り輸出爲替を買進むることに努力すること。

これらの條項を見ればその何れもが、「正貨吸收二十五策」において擧げてゐる方策と、同一か又はそれに近いものであることは、明らかである。即ち大正二年二月頃に立案されたこれらの方策が、各當局間に種々利害關係を異にするため折衝に時日を要し、漸くこの時に至つてその主要部分の實施を見んとするに至つたものと考へてよからう。然るにこの決定を見た直後の翌八月に第一次世界大戦が勃發し、國際貿易も國際金融も一時は全く混亂に陥つたために、これらの條項も直ちに實行するを得ないこととなつたが、更に戦争の進展と共に翌四年下季以降わが輸出貿易は急激に發展し、他面輸入の減退、貿易外國際貸借の受取超過と相俟つて、正貨問題は一轉して甚だ順境となり、わが國の正貨所有高は年々増加の一途を辿るに至つたため、これらの諸條項は遂にその實行を見ないで終つたのである。

かくの如くにして「正貨吸收二十五策」に現はれた正貨吸收諸方策は、その多くの部分が情勢の急轉により、實行に移されるに至らなかつたけれども、その價値がこれによつて少しも減ずるものでないことはもちろんであつてまことに本書の如きは正貨問題に關する最も重要なる文獻の一たるを失はないのである。